

2024年度 事業報告書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人 靴総合技術研究所

1. 事業の成果

2024年度の事業は、特定非営利活動に係る事業のみを対象とし、次に挙げる活動を主体として実施する計画であった。

- ① 足部・脚部等の障害者・罹患者等を対象とした相談活動については、
 - a. 従来の、障害者団体と「足の保健活動」を取り組むNPO団体による地域に根付いた「足と靴の悩み無料相談会」への協力を、NPO団体所属の会員による活動として継続した。
 - b. 「靴型装具の悩み相談室」の活動は、従来通り、担当会員による各種の問い合わせ、相談への対応等が行われた。今期の特徴は、使用中(「使用できない」も含めた)の靴型装具に関する相談に加え、靴型装具が認められなかった事例が目立ったことである。

具体的には、片麻痺のため治療用装具として半長靴の靴型装具を使用していた方が、新規に補装具の申請をしたところ、判定の前に、片麻痺に靴での対応は無理だから短下肢装具しか認められない、と言われた、とか、長い間、医師の指示で靴型装具を着用していたリウマチ患者が、主治医の廃業に伴い転院したところ、靴ではうまくいかないからとの理由で、手術を勧められた、とか、の事例のように、補装具においても、治療用装具においても、「靴型装具」が不要なもののように扱われているようである。

当該の判定員や医師の認識を確認しなければ理由を特定することはできないが、少なくとも今世紀初めの頃には考えられなかった靴型装具をめぐる事態が、進行していることは間違いないようである。
- ② 「治療用装具」問題が明らかにした靴型装具をめぐる問題性への対処の活動については、
 - a. 問題が解決に向かって動いたわけではないが、明らかに局面が変わった一年であった。

昨年度に東京高裁から出された質問への厚労省保険局医療課の回答で、この間の問題の出発点であった2018年の「通知」が、健康保険法の誤解釈を根拠に発出されていたことが明らかになり、この問題が、〈義肢装具士が提供できない靴型装具を義肢装具士でない者が提供することの正否〉という、単に「私たちの業務に直結する問題」というだけではないことが明らかになった。

医療課は、「治療用装具の療養費」は、被保険者患者が、保険医を受診できず「保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるとき」に支給するものだから、保険者がやむを得ないかどうかを適切に判断するために通知を発出した、というのである。

要するに、2018年の「通知」とそれを踏まえたこの間の通知類が、「治療用装具」が、保険医が行う装具療法に必要な「治療材料」であることを無視した、健康保険法の完全な誤解釈によって発出された代物だったということである。つまり、この間の通知をめぐる混乱が、単に靴型装具に関わる問題ではなく、厚労省保険局医療課による「治療用装具の療養費」に関する誤認に起因するものであることが明らかになったのである。
 - b. 以上の結果、従来は、研究所の会員が医師の指示で提供する靴型装具に関して、特定の保険者が療養費を支給しないことに対して当該の被保険者患者(会員にとっての顧客)が、その不当性を訴えて審査請求、訴訟を行うことに対する支援として取り組まれてきた活動の

性格が変わることになった。被保険者(顧客)への支援については、今後とも研究所として継続しなければならないが、加えて、研究所にとって直接的な「靴型装具の提供業務に関わる問題」とは次元の異なる、厚労省保険局医療課の誤認を糾すべき国民的政治課題が顕現してきたことから、新たな主体による新たな取り組みが開始された。

- c. このような情勢の変化を受けて、昨年は前半期と後半期では、研究所としての取り組みに大きな変化があり、従来の認識を前提になされていた前半期の取り組みが、後半には大幅に見直されることになった。

前半期は、理事会見解「『治療用装具』なるものの問題性に関して」を踏まえた、議員、弁護士、自治体職員、等への「靴型装具(整形外科靴)による装具療法の現状」に関する啓発活動が続けられていたが、上記の事態を踏まえて、関係者から視点の転換の必要性が指摘され、新たに保険医療制度全般についての専門的な知見を踏まえた運動の創出が提起されることになり、研究所としてのこの問題への関与の仕方が改めて整理されることになった。

- d. 研究所としては、直接的な被保険者患者に対しての支援は従来通り継続するが、運動の課題が、単に「靴型装具問題」ではなく、厚労省の健康保険法の誤解釈を糾すという政治課題になり、新たな運動主体の取り組みが開始されたことから、研究所としては「靴型装具(整形外科靴)による装具療法の現状」に関する知見を持って、運動に協力していくことになった。

③ 足部・脚部の健康の維持・増進と靴に関する啓蒙活動は、

- a. 前年度から再開した公共施設での一般市民に向けた「足と靴と歩き方」についての啓発活動は、他の諸活動の関係で、「足と靴の悩み無料相談会」を初回に行ったのみで、その後に予定された全ての日程が中止になった。

今期に予定していた、一般市民向けの「足と靴の健康講座」の開催等の課題は、そのまま来期に持ち越されることになった。

- b. 地域の住民団体の依頼によるイベントでの「足と靴の悩み相談会」は、今年度も行われた。その他の団体からの「歩き方指導」等の依頼の予定が入っていたが、団体の諸事情から延期になり、来年度に繰延になった。

④ 「日本における足と靴の問題性」に対処できる多様な技術者の継続的養成活動については、

昨年に引き続き、技術者養成講座の案内をはじめとした、研究所の活動の周知のために、ホームページ(<https://k-sk.org/>)、パンフレット等による広報事業を継続した。

今期の特徴は、世界、日本の政治経済情勢とも関係するのかが、「世界と日本における靴産業の実態」についての関心から、研究所の活動に注目する人たちを散見することができた点である。「フットワーク—靴が教えるグローバリゼーションの真実」(作品社)を手にとった人たちから、「初めて靴について考えた」「ブランドしか気にしていなかったのが恥ずかしい」等の声が聞かれ、従来とは異なった観点からの靴への関心の高まりが見られた。

研究所としての直接の活動に関係することではないが、このような靴に対する新たな関心についても、その背景が、研究所の周辺でも語られている「ドイツ靴の品質の低下」とも不可分に関係することであることから、改めて、研究所の活動の意義を広く市民に訴えるための契機として、このような問題意識への対応も今後の課題として取り組むことが確認された。

⑤ 日本人のための健康靴(メディカルシューズを含む)の開発・生産のための活動については、

- a. 近年の国内製靴産業の変化の影響を踏まえた、中長期的需要を見通した集約的生産体制への移行は、今期を通してほぼ完了するすことができた。

- b. カスタムメイド靴の生産体制の強化による個別生産体制の維持、強化に向けた基準靴(標

準靴)の改良等は引き続き進展した。

- ⑥ 「足の保健靴」の販売ソフトの開発・普及の活動については、昨年度に開始した、研究所独自の「効果を体感できるカスタマイズ技術とカスタマイズ靴」の普及活動である「カウンセリングと靴の提供」を定期的開催し、同時に、「日本人のための足の保健靴」の販売を希望する人たちのために、フットベッド加工技術等の販売ソフトの研修を行った。
- ⑦ 会員の技術力強化のための活動については、今期においても、研究員を中心とした個人々の技術力強化のための会員による研究会をリモートも含めて適宜実施した。
- ⑧ 以上を総じて、2018年度以来の治療用装具問題への対処が新たな展開を見せた今期ではあったが、研究所としての立脚点の再確認による23年度からの「これからの研究所の課題」への取り組みについては、さらなる進展の必要性が確認された一年であったと言える。

2. 事業実施に関する事項

1. 特定非営利活動に係る事項

① 相談事業

a. 足と靴の悩み無料相談会

実施日：5月15日(1回)

実施場所：公共施設

従事者数：各2名

対象者：相談を希望する市民 (12人)

支出額：89千929円

b. 足と靴の悩み無料相談会(地域住民団体主催イベントからの招聘を受けて)

実施日：6月16日

実施場所：区立公園

従事者数：2名

対象者：相談を希望する市民 (10人)

支出額：8千円

c. 「靴型装具の悩み相談室」の活動

実施場所：協力NPO施設

従事者数：2名

対象者：靴型装具に困っている障害者、罹患者

支出額：110千円

d. 足と靴の悩み無料相談会(協力NPO主催)

実施日：毎月10日、定期開催(4月10日～3月10日、計12回)

実施場所：協力NPO施設

従事者数：各1～2名
対象者：相談を希望する市民（毎回数人）
支出額：0千円

② 日本人のための健康靴・医療靴の開発・普及事業

a. 日本人の足の健康の維持・増進に役立つ靴の開発と国内生産への協力の事業

主な実施日：4月18日、7月18日、9月26日、10月10日、12月5日、1月23日、3月13日
実施場所：法人事務所、協力企業事務所、会員工房等
従事者数：3～4名
支出額：642千円

b. 「カウンセリングと靴の提供」事業

実施日：4月10日、24日、5月8日、29日、6月12日、26日、7月10日、24日、8月14日、
28日、9月11日、25日、10月9日、23日、11月13日、27日、12月11日、25日、
1月8日、22日、2月12日、26日、3月12日
実施場所：会員店舗・工房
従事者数：2名
支出額：91千円

③ 啓蒙・普及技術者養成事業

a. 「治療用装具」問題への対処と「靴型装具問題」の啓発活動

主な実施日：4月10日、20日、25日、5月10日、27日、6月1日、8日、7月3日、4日、
15日、25日、8月7日、22日、27日、9月10日、13日、18日、24日、
10月2日、19日、11月12日、22日、12月14日、16日、17日、24日、26日、
1月7日、17日、31日、2月5日、22日、3月8日、27日
実施場所：法人事務所、公共施設等
従事者数：2名
対象者：議員、弁護士、医療・福祉従事者、研究者、自治体職員、労組役員
支出額：1238千円

b. 啓発から技術者養成までを包含する多様な公開講座の案内等、法人活動の広報事業

従事者数：必要に応じて
支出額：185千円

④ 研究員を中心とした会員による研究事業(リモート含む)

実施日：6月19日、10月10日、1月15日
実施場所：法人事務所、会員の工房
従事者数：各3名
対象者：研究員を中心とした会員
支出額：0千円

2. その他の事業 無し

2024年度 活動計算書
2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人 靴総合技術研究所

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	140000	
入会金		140000
2 受取寄附金	0	0
3 受取助成金等	0	0
4 事業収益		
講習受託費	450000	
開発受託費	2000000	
5 その他収益		
受取利息		
		2450000
経常収益計		2590000
II 経常費用		
1 事業費		
(1)人件費		
啓発事業参加謝金(交通費込み)	150000	
人件費計	150000	
(2)啓発・開発・普及活動費		
啓発活動費	1295929	
部材等製作費	45000	
試作・改良製作・検証費	642000	
普及活動費	185000	
諸活動費計	2167929	
(3)その他経費		
旅費交通費	46000	
その他経費計	46000	
事業費計		2363929
2 管理費		
(1)人件費		
人件費計	0	
(2)その他経費		
事務所使用料	60000	
会議交通費		
事務通信費		
その他経費計	60000	
管理費計		60000
経常費用計		2423929
当期経常増減額		166071
税引前当期正味財産増減額		166071
法人税、住民税及び事業税		70000
当期正味財産増減額		96071
前期繰越正味財産額		-181333
次期繰越正味財産額		-85262

その他の事業は無し。

2024年度 貸借対照表

2025年3月31日現在

特定非営利活動法人 靴総合技術研究所

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	314738		
未収金			
流動資産合計		314738	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
有形固定資産計	0		
(2)無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3)投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			314738
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入	400000		
未払金			
流動負債合計		400000	
2 固定負債			
固定負債合計	0		
負債合計			400000
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		-181333	
当期正味財産増減額		96071	
正味財産合計			-85262
負債及び正味財産合計			314738

2024年度 財産目録

2025年3月31日現在

特定非営利活動法人 靴総合技術研究所

(単位:円)

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金預金		
手元現金	313129	
郵貯銀行等普通預金	1609	
未収金		
事業未収金		
流動資産合計		314738
2 固定資産		
(1)有形固定資産		
有形固定資産計	0	
(2)無形固定資産		
無形固定資産計	0	
(3)投資その他の資産計		
投資その他の資産計	0	
固定資産合計		0
資産合計		314738
II 負債の部		
1 流動負債		
短期借入	400000	
未払金		
流動負債合計		400000
2 固定負債		
固定負債合計	0	0
負債合計		400000
正味財産		-85262

2024年度 年間役員名簿

2024年4月1日から2025年3月31日まで

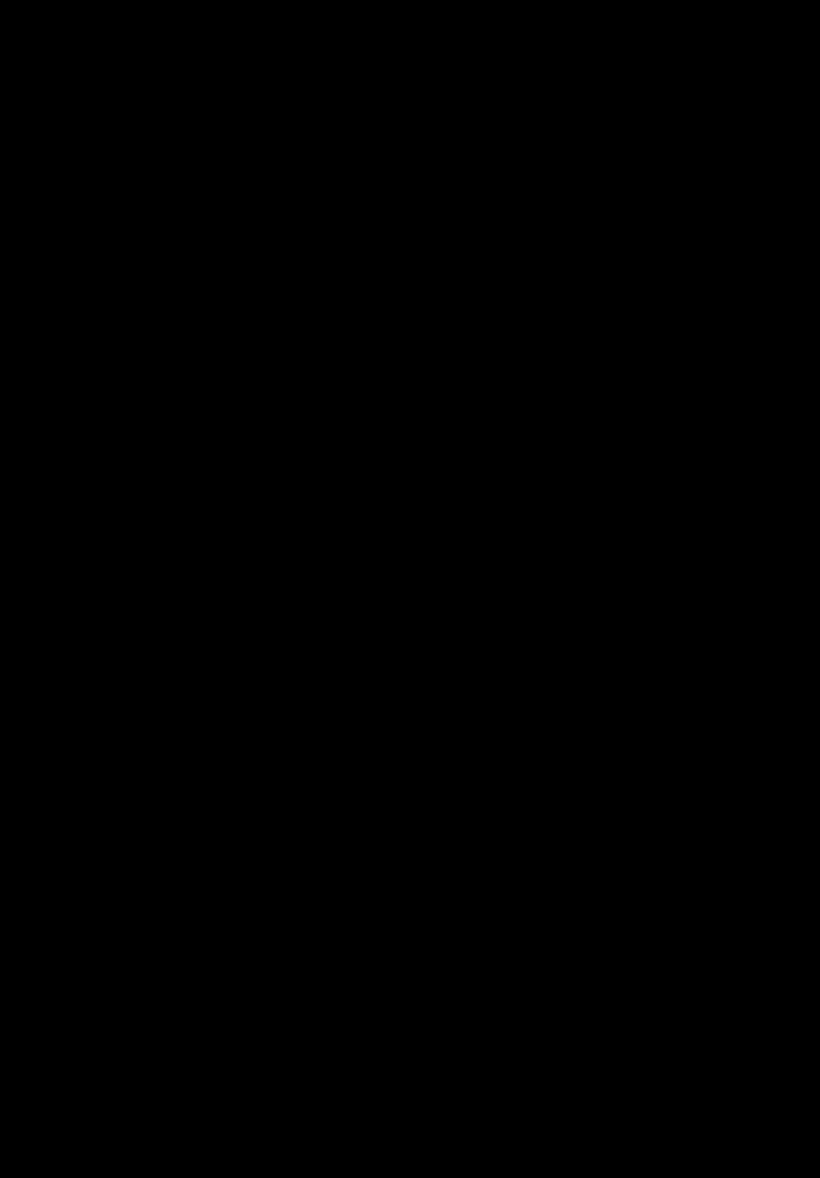
特定非営利活動法人 靴総合技術研究所

役名	氏名	就任期間	報酬を受けた期間
理事	渡辺好庸	2024年4月1日 ～2025年3月31日	無
理事	小黒健二	2024年4月1日 ～2025年3月31日	無
理事	小黒一夫	2024年4月1日 ～2025年3月31日	無
理事	田中隆基	2024年4月1日 ～2025年3月31日	無
理事	春日和	2024年4月1日 ～2025年3月31日	無
理事	伊藤敦	2024年4月1日 ～2025年3月31日	無
監事	永田信雄	2024年4月1日 ～2025年3月31日	無

社員のうち10人以上の者の名簿

2025年3月31日現在

特定非営利活動法人 靴総合技術研究所

	氏名	
1	伊藤敦	
2	小黒一夫	
3	小黒健二	
4	春日和	
5	田中隆基	
6	永田信雄	
7	左広美	
8	松田初善	
9	渡辺さ江	
10	渡辺好庸	